○経済産業省告示第百七十三号

外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一

項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本

取引 (平成十五年経済産業省告示第百九十三号)の一 部を次のように改正し、 平成二十六年八月二十一日か

ら施行する。

平成二十六年八月二十一日

経済産業大臣 茂木 敏充

第二号に次のように加える。

日 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの

国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリ 力共

和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件(平成二十六年外務省告示第二百八

十二号)で定めるものをいう。)

引(平成十五年経済産業省告示第百九十三号) ○外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取

三(略)	を
	に関与した者等を指定する件(必なる中央アフリカ共和国におけて決議に基づく移動の制限及びおの場等として外務大臣が定めるな
(新設) (略) (略) (・ 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等 〜カー(略)
除く。)であって欠こ掲げる者との間で行うもの約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を掲げる契約に基づく特定資本取引及び同条第四号に掲げる契	除く。)であって欠こ掲げる者との間で行うもの約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を掲げる契約に基づく特定資本取引及び同条第四号に掲ける契
	一一居住者による特定資本取引(外国為替令第十四条第二号一 (略)
十四条第一項の許可を要する特定資本取引は次のとおり目が表現での計算を要する特定資本取引は次のとおり	十四条第一項の許可を要する特定資本取引は次のとおり目が表現で多世貨がある特定資本取引は次のとおり
が国為替及びが国為替令第	小国為替及び外国貿易外国為替令第十五条第
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	